

JA共済 建物更生共済「まもり」「むてき」をご契約の方へ

建物更生共済「むてきプラス」なら自然災害への備えがパワーアップ!!

Q1 「まもり」「むてき」「むてきプラス」って何?

ご契約日が平成16年3月31日以前の契約が「まもり」、平成16年4月1日から平成29年3月31日までの契約が「むてき」、そして平成29年4月1日以降の契約が「むてきプラス」になります。

Q2 保障内容は、どこか違うの?

下表のとおり、「むてきプラス」の方が自然災害の小損害に対する備え、水災への備えがパワーアップしています。

<自然災害(風・ひょう・雪・水災)の場合における支払内容の比較>

	項目	まもり	むてき	むてきプラス (実損てん補特約付帯) ^(注5)
風・ひょう・雪・水災による 種災	自然災害共済金 (損害割合が 5%未満の小 損害の場合) ※むてきプラス では、「風水災 等共済金」とな ります。	①損害割合3%以上5%未満(床下 浸水を除く)のとき ②風・ひょう・雪災により損害の額 が 20万円 以上のとき 損傷の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ ※損害の額の 50% が限度。	①損害割合3%以上5%未満(床 下浸水を除く)のとき ②風・ひょう・雪災により損害の 額が 5万円 以上のとき ^(注1) 損傷の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ ※損害の額が限度。	①損害割合3%以上5%未満(床 下浸水を除く)のとき ②風・ひょう・雪災により損害の 額が 5万円 以上のとき ^(注1) 損害の額 (火災共済金額を限度とする。)
	臨時費用共済金	<u>なし</u>	自然災害共済金の額× 30% ^(注2) ※水災を除く。1事故1建物250 万円限度。	風水災等共済金の額× 10% ま たは 30% ^(注4) ※1事故1建物250万円限度。
	残存物とりかたづけ費用共済金	<u>なし</u>	残存物とりかたづけ費用の額 ^{(注2)(注3)} ※自然災害共済金の額の10%限度。	残存物取りかたづけ費用の額 ^(注4) ※1事故につき風水災等共済金の額の10%限度。
	特別費用共済金 (損害割合 80%以上)	<u>なし</u>	共済金額× 10% の額 ^(注2) ※水災を除く。1事故1建物 200万円限度。	火災共済金額× 10% の額 ^(注4) ※1事故1建物200万円限度。

(注1) 稽災日が平成23年3月31日以前の場合は「20万円以上のとき」となります。(注2) 自然災害共済金が支払われる場合に限ります。(注3) 稽災日が平成23年3月31日以前の場合は、水災は除きます。(注4) 風水災等共済金が支払われる場合に限ります。(注5) 実損てん補方式でのお支払いには所定の条件があります。また、地盤による損害を除きます。

Q3 台風で屋根が壊れ80万円の損害が発生したら、支払額はどう違うの?

火災共済金額1,000万円(付保割合50%で加入)のケース(損害割合4%)では以下のとおりです。

ご質問の場合では、むてきプラスなら最大**92万円**多く支払われます。

	まもり	むてき	むてきプラス(実損てん補特約)
自然災害共済金・風水災等共済金	20万円	40万円	80万円
臨時費用共済金	0万円	12万円	24万円(臨費30%)
残存物とりかたづけ費用共済金	0万円	実費(最大4万円)	実費(最大8万円)
合計	20万円	最大56万円 [*]	最大112万円 [*]

建物更生共済



※当該合計額は、残存物とりかたづけ費用共済金が最大限支払われる場合です。

むてきプラスのご加入について、ぜひご検討ください!

お問い合わせは

J A阿波町 本所

電話: 0883-35-5115

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
また、転換契約の際は、「保障見直し設計書」もあわせて必ずご覧ください。
【19369990026】

台風や大雨に対する家の備えは大丈夫ですか？

JA共済



台風による被害・お支払いは意外と多いのです。

たとえば、過去の台風・大雨によるJA共済の建物での主な支払実績は、次のとおりです。



発生年月	台風名	支払件数	支払共済金額
平成27年8月	台風15号	10万件	388億円
平成28年9月	台風16号	1万9千件	74億円
平成29年9月	台風18号	1万9千件	71億円
平成30年9月	台風21号	19万件	922億円

※JA共済連調べ（平成31年3月18日時点）



近年徳島県内でも、自然災害による被害が多発しています。

<ケース1>

強風により、裏山の木が倒れ、建物の屋根が破損、建物主契約に対して約81万円の共済金をお支払いしました。

<ケース2>

台風における豪雨に伴う土砂崩れにより、建具、外壁、床、内壁等に損害が発生、建物主契約に対して約250万円の共済金をお支払いしました。

<ケース3>

台風により、屋根葺材の破損等による損害が発生、建物主契約に対して約202万円の共済金をお支払いしました。

※JA共済連徳島調べ

※お支払いの額は一例であり浸水の深さや損害状況、またご加入の建物やご契約内容によってお受け取りできる共済金の額は異なってきます。

安心した生活のため、ぜひ建物更生共済「むてきプラス」にご加入ください！



J Aの建物更生共済「むてきプラス」の特長は次のとおりです！

建物更生共済



①火災だけでなく、台風や暴風雨などの自然災害も保障します。

②地震に対する保障^{※1}も、はじめから付いています。

③ご契約された建物にて発生した火災や自然災害による、ケガ^{※2}・万一の際にも、傷害共済金をお支払いいたします。

※1 損害の額の50%が支払限度となります。

※2 傷害を受けた日以降200日以内にその傷害で、10日以上入院または30日以上治療・施術を受けた場合が対象です。

お問合せは

J A阿波町 本所

電話：0883-35-5115

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

【19369990035】